

審決

無効 2010-890092

イタリア共和国ボローニャ、40019・サント・アガータ・ボロネーゼ、
ヴィア・モデーナ12番

請求人

オートモビリ・ランボルギーニ・ホールディング・
ソチエタ・ペル・アツィオニ

東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル206区 ユアサハラ法律
特許事務所

代理人弁理士

柳生 征男

東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル206区 ユアサハラ法律
特許事務所

代理人弁理士

中田 和博

東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル206区 ユアサハラ法律
特許事務所

代理人弁理士

青木 博通

東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル206区 ユアサハラ法律
特許事務所

代理人弁理士

森川 正仁

愛知県尾張旭市瀬戸川町1丁目178番地

被請求人

株式会社 リバティーウオーク

東京都新宿区西新宿7丁目22番38号 第1興亜ビル3FC

代理人弁理士

合志 元延

上記当事者間の登録第5256629号商標の商標登録無効審判事件につ
いて、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

理 由

第1 本件商標

本件登録第5256629号商標（以下「本件商標」という。）は、別掲
（1）のとおり構成よりなり、平成21年3月30日に登録出願、第12
類「自動車並びにその部品及び附属品」及び第35類「自動車並びにその部
品及び附属品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提
供」を指定商品及び指定役務として、同年7月8日に登録査定、同年8月
14日に設定登録されたものであり、その商標権は、現に有効に存続してい
るものである。

第2 請求人の主張

請求人は、「本件商標については、これを無効とする、審判費用は被請求
人の負担とする。」との審決を求めると申し立て、その理由を要旨次のよう

に述べ、証拠方法として、甲第1号証ないし甲第5号証を提出し、さらに、請求人がした本件商標に対する登録異議の申立て事件（異議2009-900423、以下「本件異議事件」という。）において提出した甲第5号証ないし甲第30号証（以下「異議甲第〇号証」という。）を援用した。

1 請求の理由

（1）引用商標等の著名性について

請求人の所有に係る商標「LAMBORGHINI」（以下「引用商標」という。）は、請求人の名称の略称としても世界的に極めて周知著名なものであり、1970年から1980年代において世界的に大ヒットを博し一世を風靡したスーパーカー・ブームの代名詞ともなっていた。請求人の製造・販売に係るスーパーカーは、1台数千万円もする価格にかかわらず、その秀逸なデザイン及び性能からマニア垂涎的となっている。

さらに、請求人は、本国イタリアのみならず、我が国を含めた世界103カ国以上の国と地域において、引用商標のほか、「AUTOMOBILI LAMBORGHINI」、「LAMBORGHINIと牛の図形」、「AUTOMOBILI LAMBORGHINIと牛の図形」等について、第12類「自動車並びにその部品及び附属品」についてののみならず、他の分類に属する商品及び役務についても多数の商標登録を有している（異議甲第5号証ないし異議甲第30号証）。

以上のように、請求人は、引用商標はじめ、「AUTOMOBILI LAMBORGHINI」、「LAMBORGHINIと牛の図形」、「AUTOMOBILI LAMBORGHINIと牛の図形」等について、本件商標の出願日（平成21年3月30日）前より今日に至るまで継続して、商品「自動車」について使用しており、かつ、インターネット、カタログ、雑誌、自動車レース大会等において、多数宣伝広告している。その結果、引用商標は、本件商標の出願日前においてはもちろんのこと、現在においても、請求人の取扱いに係るスーパーカーを表示する商標として、マニアのみならず一般の需要者、取引者間においても周知著名となっている。

（2）商標法第4条第1項第7号及び同第19号該当性

本件商標は、デザイン化してなるアルファベットで「Lamborghini」と横書きし、その上段に「牛のしっぽ」の図形を配してなるものである。してみると、本件商標は、著名な引用商標と小型を意味する英語の「MINI」を組み合わせてなるものであることが容易に推察される。しかも、請求人のシンボルとも言える牛の図形のしっぽ部分を配してなるものであることから、請求人の所有に係る著名商標を意識して考え出されたものであることが容易に推察される。

実際、本件商標の商標権者（以下「商標権者」という。）は、そのホームページにおいて、請求人の世界的著名なスーパーカーの各車種をデフォルメしたカスタムバギー（ミニカー）を本件商標「Lamborghini（ランボルギーニ）」の下、宣伝し販売している（甲第3号証）。

また、商標権者は、そのホームページで、「ランボルギーニを愛する11名が考えに考え抜いた究極のカスタムバギー」又は「ランボルギーニじゃなくてランボルギーニ!？」と表示している。

さらに、商標権者は、ユーチューブ動画サイトにおいて、請求人の製造販売に係る実際の車を横に並べて、同車種のデフォルメしたカスタムバギーの宣伝に利用している。

してみると、商標権者は、著名な引用商標の人気に便乗しようとの不正の意図があることは明白であろう。かかる行為は、著名な引用商標の人気に便乗するフリーライド（ただ乗り）であり、不正の行為であることが明らかであろう。また、かかる使用態様が、あたかも、請求人の許諾を得ているかのように、需要者、取引者に誤認されることは多言を要しない。

上記のように、著名な引用商標と極めて類似する本件商標の登録を維持することは、国際信義に反し、公序良俗に違反するものと言わなければならない。

したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第7号及び同第19号に該当する。

(3) 商標法第4条第1項第10号及び同第15号該当性

著名な引用商標と称呼及び觀念において類似する本件商標がその指定商品について使用された場合、需要者、取引者は、あたかも請求人又は請求人と人的若しくは資本的に何らかの関連のある者の業務に係る商品であると、商品の出所について混同を生ずること必定である。

したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第10号及び同第15号の規定にも該当する。

付言すれば、著名な引用商標と称呼及び觀念において極めて類似する本件商標の商標登録の維持を認めると、商品の出所の混同は避けられず、現実の使用に係る商標に化体した業務上の信用を保護し、もって競争秩序の維持を図る商標法の法目的に反することになり、不当であること多言を要しない。

なお、本件商標の登録が維持され、使用されるときは、請求人の信用を毀損するとともに、その顧客吸引力を奪い、財産的価値にも損害を与えることになって、公正なる競争秩序が破壊されるおそれがあることは明らかである。このような事態は、商標法及び不正競争防止法の目的に反するものであり、不法行為の一種として許されるべきでないこと当然である。

(4) むすび

以上のとおり、本件商標の登録は、商標法第4条第1項第7号、同第10号、同第15号及び同第19号に違反してされたものであるから、同法第46条第1項第1号により無効とされるべきである。

2 答弁に対する弁駁

請求人は、被請求人の答弁に対して何ら弁駁していない。

第3 被請求人の主張

被請求人は、結論同旨の審決を求めると答弁し、その理由を要旨次のように述べ、証拠方法として、乙第1号証ないし乙第10号証を提出した。

1 本件異議事件について

請求人は、本件商標について、平成21年11月4日に本件異議事件の申立てをした。本件審判は、本件異議事件でした商標法第4条第1項第11号の主張がなく、それ以外の主張及び証拠方法は、本件異議事件と同一である。

そして、本件異議事件における決定は、「本件商標は、商標法第4条第1項第7号、同第10号、同第11号、同第15号及び同第19号に該当しない。」旨の認定をした(乙第2号証)。上記認定は極めて妥当なものである。そして、本件審判の請求の理由は、上述のように、本件異議事件とほぼ同一内容であるので、本件異議事件の決定の認定が当然維持されると確信する。

2 被請求人は、本件審判における主張について、本件異議事件の決定における認定を踏襲、引用し、さらに、以下の主張を追加する。

(1) 商標法第4条第1項第11号について

請求人は、証拠説明において、甲第2号証は、請求人が引用商標を我が国においても商品「自動車並びにその部品及び附属品」について、商標登録を有していることを証明するものである旨述べているが、請求人は、甲第2号証に示す登録第1507740号商標(別掲(2)の構成よりなる商標。以下「甲2商標」という。)を、第12類「自動車」等について所有しているにもかかわらず、本件審判では、商標法第4条第1項第11号を主張していない。請求人は、本件異議事件において、甲2商標を引用して商標法第4条第1項第11号を主張したが、決定で、本件商標と甲2商標は商標非類似と認定されたので、本件審判においては、商標の類否判断が再びメインテーマとなるのを回避するとともに、他の構成要件をクローズアップしつつ、審判請求をしたものと推測される。

しかしながら、本件商標と甲2商標との類否判断が、本件審判でも重要であることに変わりはない。商標法第4条第1項第7号、同第10号、同第15号及び同第19号の適用について、「商標非類似」をもって、他の要件について判断するまでもなく、適用を否定することが可能である。

(2) 商標非類似について

本件商標及び請求人の所有する「LAMBORGHINI（図形を含む。）」が商標非類似であるとの点について

（なお、被請求人のいう「請求人の所有する

『LAMBORGHINI（図形を含む。）』」は、被請求人の以下の主張からすると、「甲2商標」を指しているのか、あるいは、「引用商標」を指しているのか判然としないが、被請求人の以下の主張では、図形部分には一切触れていないので、以下「引用商標」と表記する。）

ア 本件商標は、「ランボルミニ」と称呼され、請求人が主張するように、「ランボルミーニ」とは称呼されない。そして、その後半部「mini」及びその称呼「ミニ」は、接尾語や接頭語として、他の片仮名語等と一連に連結する（乙第3号証及び乙第4号証）。

特許庁の審査実務においても、「mini」、「ミニ」の語は他の語と結合して、一体不可分の造語的結合商標を形成するとされている（乙第5号証ないし乙第7号証）。

イ 引用商標は、「ランボルギーニ」又は「ランボルグヒニ」と一連に称呼される。

ちなみに、引用商標は、甲各号証（甲第2号証、甲第4号証、甲第5号証及び異議甲第5号証ないし異議甲第30号証）にも示すように、

「LAMBOR」と略されることなく、「LAMBORGHINI」と一連に表記されている。また、「LAMBORGHINI」は、個人名

「Ferruccio Lamborghini」に由来し（甲第4号証）、本国イタリアにおいても、「LAMBOR」と「GHINI」に分離されることなく、一体不可分に使用されている。

ウ 本件商標の称呼「ランボルミニ」と、引用商標の称呼「ランボルギーニ」や「ランボルグヒニ」とは、全体の音数が6音（7音）と冗長にわたるものでなく、いわゆるゴロが良いことも相俟って、いずれもよどみなく一連に称呼される。

このように一連に称呼される「ランボルミニ」と「ランボルギーニ」や「ランボルグヒニ」とは、共に音調上、前半部は、口の開きが大きく明確に発音される強音の語頭音である「ラ」で始まり、次いで「ンボル」と、口の開きが小さく曖昧に発音される弱音が続く。そこで、本件商標や引用商標のように、後半部に「ミニ」や「ギーニ」、「グヒニ」のような短音集合の強音が来ると、上記語頭音とこの後半部とが、看者の注意を惹くインパクトの強い部分となる。

そして、本件商標のインパクトの強い後半部の強音は、「ミニ」であるのに対し、引用商標のインパクトの強い後半部の強音は「ギーニ」、「グヒニ」である。両者を音質上対比すると、両者は、50音図の異なる行に属するとともに、「ミ」の音は、両唇音、鼻音よりなる清音であるのに対し、「ギ」や「グ」の音は、軟口蓋音、破裂有音よりなる濁音であり、音質を著しく異にする。しかも、「ギ」や「グ」の音は、続く後音の長音「ー」や弱音「ヒ」で強調されており、強く聴覚される。

このように、本件商標と引用商標とは、音調上強いインパクトの後半部「ミニ」と「ギーニ」、「グヒニ」とにおいて、「ミ」と「ギ」や「グ」との音質差異により、明確に区別される。この差異が、比較的短い両商標の称呼全体に及ぼす影響は大きく、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標となっている。

なお、本件商標の指定商品である第12類「自動車」等の業界では、漢字や平仮名よりも、アルファベットや片仮名表記の商標が圧倒的に多用されている。もって、その取引者や需要者のアルファベットや片仮名に対する観察力、理解力、注意力の水準は高く、本件商標と引用商標とが称呼、観念、外観上非類似である旨、容易に区別可能である。

（3）商標法第4条第1項第7号及び同第19号について

ア 甲第4号証や甲第5号証によって、引用商標が商標法第4条第1項第19号の要求する周知度・著名度に達しているかは不明である。また、社名周知性と商標周知性が区別されているか、特殊マニア間の周知性と一般需要者、取引者間の周知性が峻別されているか等疑問である。しかも、両証拠は、共に本件商標の出願日（平成21年3月30日）や登録日（平成21年

8月14日)より、後の日付のものであり、証拠能力がない(商標法第4条3項等参照)。

また、IPDLの「日本国周知・著名商標検索」中にも、その掲載はなかった(乙第8号証)。

イ 前記(2)のとおり、本件商標と引用商標とは、非類似である。商標法第4条第1項第7号や同第19号の法適用ニーズが明らかに欠落している。

ウ 本件商標の採択、出願にあたり、買い取らせのための先取り出願、国内参入の阻止、代理店契約の締結、出所表示機能の希釈化、名声等の毀損の目的等の考慮は一切ない。

請求人の「フリーライド行為や請求人の許諾を得ているかのように需要者、取引者に誤認させる」目的の出願であったとする主張は認められない。法の予定する不正の利益を得る目的や他人に損害を与える目的等が被請求人であったとする根拠、裏付け資料は、請求人から提出されていない。

なお、甲第3号証は、論理の飛躍が著しく評価に値するものではないとともに、2010年9月30日のものであり、本件商標の出願日や登録日より、後の日付のものである(商標法第4条3項等参照)。したがって、甲第3号証は証拠能力がない。

エ してみると、以上を前提とした「公序良俗違反」の主張も成り立たない。

請求人は、「著名商標保護の国際信義」を論拠とするが、論理の飛躍であるとともに、商標法第4条第1項第19号が新設された平成8年の法改正以降、かかるケースに、同第7号の適用はない。ちなみに同第7号については、適用を本来のものに限定すべきとする判例もある(乙第9号証参照)。

このように本件商標は、商標法第4条第1項第7号及び同第19号には該当しない。

(4) 商標法第4条第1項第10号及び同第15号について

ア 引用商標が著名商標であるか、商標法第4条第1項第10号や同第15号の要求する周知度に達しているか不明である。

イ そもそも、本件商標と引用商標とは、非類似である。商標法第4条第1項第10号や同第15号の法適用ニーズが欠落している。

ウ 本件商標が引用商標に類似しないのは、もちろんのこと、本件商標を指定商品に使用しても、需要者、取引者が、請求人の業務に係る商品であると、誤信する理由はない。また、請求人と人的若しくは資本的に何らかの関連ある者の業務に係る商品であると、誤解する可能性も存しない。

このような「商品の出所の混同」を生じるおそれといえるような裏付け証拠は、請求人から何ら提出されていない(なお、その判断基準、立証方法については、特許庁審査基準(乙第10号証)を参照)。

このように本件商標は、商標法第4条第1項第10号及び同第15号に該当しない。

3 むすび

以上のとおり、本件商標は、商標法第4条第1項第7号、同第10号、同第15号及び同第19号には該当しない。

したがって、本件商標の登録は、同法第46条の規定により無効とすべきではない。

第4 当審の判断

1 商標法第4条第1項第7号について

「商標法4条1項7号にいう『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』の該当の有無を判断するに際し、当該商標の構成に、非道德的、卑わい、差別的、矯激、若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形等を含まない場合においては、同項15号、19号の各規定が置かれている趣旨に照らすと、単に他人の業務に係る商品や役務と混同を生ずるおそれがあるか、あるいは、他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的をもって使用をするものであるかが問われるときには、15号、19号に規定された各要件を充足するか否かによっ

て、4条1項所定の障害事由の成否を検討すべきであって、そのような事実関係が存在することのみをもって7号の障害事由に該当すると解するのは相当とはいえない。」（知財高裁 平成22年（行ケ）第10040号 平成22年11月8日判決言渡）

これを本件についてみると、請求人は、「『LAMBORGHINI』（引用商標）は、請求人の業務に係る商品『自動車（スーパーカー）』を表示するものとして、本件商標の登録出願前より周知著名であるところ、本件商標は、引用商標と『小型』を意味する『mini』とを組合せ、さらに、請求人のシンボルマークといえる『牛の図形』中の尾を配してなるものであって、引用商標に類似するものである。商標権者には、著名な引用商標にフリーライドする不正の行為がある。また、かかる使用態様が、あたかも、請求人の許諾を得ているかのように、需要者、取引者に誤認される。このように、著名な引用商標と極めて類似する本件商標の登録を維持することは、国際信義に反し、公序良俗に違反する。」旨主張する。

上記請求人の主張は、商標法第4条第1項第15号又は同第19号で規定する各要件を充足するか否かについての商標登録障害事由であって、これらの要件の充足の有無により同第15号又は同第19号の障害事由の成否を判断すべきであるから、請求人主張の事実関係をもって、商標法第4条第1項第7号で規定する商標登録障害事由に該当すると解するのは相当ではない。

してみると、本件商標が商標法第4条第1項第7号に該当する、との請求人の主張は、無効の理由として妥当ではなく、採用することができない。

その他、本件商標は、その構成自体が矯激、卑わい、差別的若しくは他人に不快を与えるような文字又は図形ではなく、商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道德観念に反するような場合にも該当せず、他の法律によって、その使用が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標にも該当しないから、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標ということとはできない。

したがって、本件商標は、商標法第4条第1項第7号に該当しない。

2 商標法第4条第1項第19号について

（1）請求人は、前記1のとおり、本件商標は、著名な引用商標と「小型」を意味する「mini」とを組合せ、さらに、請求人のシンボルマークといえる「牛の図形」中の尾を配してなるものであって、引用商標に類似するものであるから、商標権者には、著名な引用商標の人気にフリーライドする不正の行為があることが明らかである旨主張し、甲第3号証等を提出する。

（2）そこで、まず、本件商標と引用商標との類似性について検討する。

ア 本件商標

本件商標は、別掲（1）のとおり、「Lamborghini」の文字をデザイン化した特徴のある書体で一連に弧を描くように表し、該文字中の「o」の上部に、動物の尾、あるいは、かにの爪とも見てとれる、いわば特定の具象を表したものと理解し得ない図形を配した構成よりなるところ、構成中の「Lamborghini」の文字部分は、外観上、構成全体が一体のものとして把握されるものであるから、これより「ランボルミニ」の称呼を生ずるものである。そして、当該文字部分は、直ちに親しまれた特定の語を想起させるものではない上に、我が国で広く親しまれた外国語にも見当たらないことから、一種の造語として認識され、特定の観念を生じないものというのが相当である。また、本件商標中の「o」の上部に描かれた図形は、上記のとおり、特定の具象を表したものと理解し得ないものであるから、これより、特定の称呼、観念は生じないものである。

そうすると、本件商標は、その構成中の「Lamborghini」の文字部分に相応して、「ランボルミニ」の称呼のみを生ずるものであって、特定の観念を生じないものといわなければならない。

イ 引用商標

引用商標は、「LAMBORGHINI」の文字よりなるものであり、請求人の業務に係る商品「自動車（スーパーカー）」を表示するものとして、「ランボルギーニ」と称呼され、我が国の需要者の間においても広く認識されているものと認めることができる。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ランボルギーニ」の称呼を生ずるものであって、これより請求人の業務に係る商品であるスーパーカーの名称「ランボルギーニ」を想起するというのが相当である。

ウ 本件商標と引用商標との対比

(ア) 外観

本件商標と引用商標は、前記のと通りの構成よりみて、外観上明らかに相違するものである。

(イ) 称呼

本件商標より生ずる「ランボルミニ」の称呼と引用商標より生ずる「ランボルギーニ」の称呼は、「ランボル」の音及び末尾の「ニ」の音を同じくするものの、後半部において、「ミ」の音と「ギー」の音の差異を有するものである。そして、該差異音中の「ミ」の音は、両唇を密閉し有声の氣息を鼻腔に通じて発する鼻子音「m」と母音「i」との結合した音節であって、響きの柔らかい音であるのに対し、「ギ」の音は、後舌面を軟口蓋に接し破裂させて発する有声子音「g」と母音「i」との結合した音節であって、これに伴う長音と一体となって、「ランボルギーニ」の称呼中、最も強く響く音といえる。そうすると、上記差異音は、調音方法において著しい差異を有するばかりでなく、音質、音感においても大きく異なるものであるから、これらの差異音が両称呼全体に及ぼす影響は大きく、それぞれの称呼を一連に称呼したときは、その語調、語感が相違したものとなり、互いに聞き誤るおそれはないものというべきである。

したがって、本件商標と引用商標は、称呼上類似する商標ということとはできない。

(ウ) 観念

本件商標は、構成全体をもって、特定の観念を有しない商標であるから、本件商標と引用商標とは、観念上比較することができない。

エ 以上によれば、本件商標と引用商標は、外観、称呼及び観念のいずれの点においても、互いに相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(3) 不正の目的

ア 甲第3号証は、商標権者のホームページ（本件商標の登録出願日及び査定日以後の2010年9月30日に印字されたもの）であるところ、以下の記載がある。

(ア) 「ランボルギーニを愛する11名が考えに考え抜いた究極のカスタムバギー／ランボルミーニ登場!」、「2009. 6. 1発売開始」、「たけし、所も大絶賛!」、「あのフェラーリやランボルギーニなどスーパーカー業界でも有名な『リバティーウオーク社』による夢のカスタムマシンがついに登場! こだわりにこだわりぬいたフォルムはランボルギーニを完全再現!」(1頁)

(イ) 「ランボルギーニじゃなくてランボルミーニ!?／他では絶対見ることの出来ない。LBカスタムバギー!」、「日本初! 世界初?／フルカウル4輪ATVバギー」、「究極のデフォルメとも言えるスペシャルバギー／ヘルメット無しで公道を走れます」、「雑誌デイトナで大特集!・・・」

(2頁)

(ウ) 「Lamborghini／他では絶対見ることの出来ない。LBカスタムバギー!」、「ムルシエラゴのボディラインを巧みにデフォルメしたランボルミーニ。特筆すべきはそのデティールで、LBパフォーマンスのエアロキット、ウイング、マフラーなどが徹底的に再現されている。・・・」、「ヘッドライトは車用のフォグランプを埋め込みムルシエラゴ独自のスタイルを実現」(3頁)

イ 甲第4号証は、「フリー百科事典『ウィキペディア

(Wikipedia)』」の「ランボルギーニ」の項目（本件商標の登録出願日及び査定日以後の2010年10月28日に印字されたもの）であり、請求人の歴史、その業務に係る自動車の販売・車種等が記載されているところ、「車種一覧」の「現行車種」には、「■ムルシエラゴ／■ガヤルド／■レヴェントン」の記載がある。

ウ 上記ア及びイによれば、商標権者は、請求人の業務に係る商品「自動

車（スーパーカー）」の一つである「ムルシエラゴ」のボディラインやヘッドライト、エアロキット、ウイング、マフラーなどを模倣したバギー車を製造し、２００９年６月１日より販売したこと、商標権者のホームページ上の該バギー車の広告には、「Lamborghini」、「ランボルギーニ」の文字を表示したことが認められる。

そうすると、商標権者の製造、販売に係るバギー車の形状が、請求人の業務に係る商品「自動車（スーパーカー）」のうち、「ムルシエラゴ」なる車種の形状に極めて近似するものであるとしても、本件商標は、前記（２）の認定のとおり、引用商標とは非類似の商標であるから、仮に商標権者が、その製造、販売に係るバギー車に本件商標を使用したとしても、その行為は、商標法第４条第１項第１９号でいう「不正の目的」があったということとはできない。

その他、本件商標が不正の目的をもって使用されたと認め得る証拠の提出はない。

（４）以上によれば、本件商標は、商標法第４条第１項第１９号に該当しないものといわざるを得ない。

３ 商標法第４条第１項第１０号及び同第１５号について

前記２（２）の認定のとおり、本件商標は、引用商標とは、外観上において明らかに異なり、称呼において類似するものではなく、また、観念においても共通性は見出せない非類似の商標というべきものである。

そうすると、引用商標が、請求人の業務に係る商品「自動車（スーパーカー）」を表示するものとして、本件商標の登録出願前より、我が国の需要者の間に広く認識されていたものであるとしても、商標権者の営業の規模、内容（パロディ的商品の製造販売）等を併せ考慮すれば、その需要者をして、商標権者が、イタリア国のスーパーカーを製造、販売する法人として著名な請求人と営業上、組織上又は経済上何らかの関係を有する者と誤認をさせるおそれがあるものとは認め難く、したがって、本件商標は、これをその指定商品又は指定役務について使用しても、該商品又は役務が請求人又は請求人と何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのよう

に、商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがある商標と認めることはできない。

４ むすび

以上のとおり、本件商標の登録は、商標法第４条第１項第７号、同第１０号、同第１５号及び同第１９号のいずれの規定にも違反してされたものではないから、同法第４６条第１項第１号により、無効とすることはできない。

よって、結論のとおり審決する。

平成２３年 ８月２４日

審判長

特許庁審判官

芦葉 松美

特許庁審判官

渡邊 健司

特許庁審判官

井出 英一郎

別掲

（１）本件商標



(2) 甲第2号証に示す登録商標(甲2商標)



(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

(この書面において著作物の複製をしている場合のご注意)

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号(裁判手続等における複製)の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

[審決分類] T 1 1 1 . 2 2 - Y (X 1 2)
2 5
2 7 1
2 2 2

出訴期間として90日を附加する。

審判長	特許庁審判官	芦葉	松美	7386
	特許庁審判官	井出	英一郎	7834
	特許庁審判官	渡邊	健司	7460